

◎所得

種類		収入金額		必要経費
事業	営業等	卸売業、製造業、小売業、飲食業、サービス業など営業から生ずる収入 医師、弁護士、税理士、作家、外交員などの事業から生ずる収入		仕入、給料、減価償却、地代、水道光熱、修繕、消耗品等の費用
	農業	農産物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育、わら加工、酪農品の生産などから生ずる収入		
不動産	地代、家賃、貸間、土地や家屋の権利金などの収入			
配当	株式や出資金の配当、余剰金の配分金などの収入 (注)上場株式等に係る配当所得については、分離課税を選択し、上場株式等に 係る譲渡損失と損益通算することができます。		株式の元本を取得するために 要した負債の利子	
雑	作家以外の人の原稿料、非営業貸付金利子など他の所得に含まれないもの		収入を得るために要した費用	
	公的年金や恩給の所得の速算表 (以下の区分により所得を求める)			
	65歳未満の人		65歳以上の人	
	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の所得金額	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の所得金額
	70万円以下 70万円超 130万円未満 130万円以上410万円未満 410万円以上770万円未満 770万円以上	0円 (A) - 700,000円 (A) × 75% - 375,000円 (A) × 85% - 785,000円 (A) × 95% - 1,555,000円	120万円以下 120万円超 330万円未満 330万円以上410万円未満 410万円以上770万円未満 770万円以上	0円 (A) - 1,200,000円 (A) × 75% - 375,000円 (A) × 85% - 785,000円 (A) × 95% - 1,555,000円
総合譲渡時	車輛、機械器具などの譲渡収入 賞金、競輪、競馬等の払戻金、生命保険金などの収入		取得費や譲渡費用 収入を得るために要した費用	
利子	公社債の利子、公社債投資信託の収益の配分金などの収入 (注)20%の源泉徴収がなされているものは、申告不要です。			
山林・退職	山林…山林の伐採による譲渡などの収入 退職…退職金や一時恩給など退職により受ける収入		山林…取得費、伐採費など 退職…退職所得控除額	
分離短期・長期 株式等の譲渡等 先物取引に係る所得	土地、建物等の譲渡による収入 売却額		取得費や譲渡費用など	
給与	給料、賃金、賞与などの収入 給与収入から給与所得を求めるには、「簡易給与所得表」で求められます。「簡易給与所得表」がないときには下 記の算式で求めることもできます。			
	給与の収入総額から給与所得を求める計算方法			
	1円～ 650,999円まで	給与所得=0円		
	651,000円～ 1,618,999円まで	収入総額 - 650,000円		
	1,619,000円～ 1,619,999円まで	給与所得=969,000円		
	1,620,000円～ 1,621,999円まで	給与所得=970,000円		
	1,622,000円～ 1,623,999円まで	給与所得=972,000円		
	1,624,000円～ 1,627,999円まで	給与所得=974,000円		
	1,628,000円～ 1,799,999円まで	この範囲のときは、まず下の①、②の算式に より「年調給与額」を求めた後、右記の算式に あてはめて給与所得額を求めます。(計算例) 参照	年調給与額×60%	
	1,800,000円～ 3,599,999円まで		年調給与額×70% - 180,000円	
	3,600,000円～ 6,599,999円まで		年調給与額×80% - 540,000円	
	6,600,000円～ 9,999,999円まで		収入総額×90% - 1,200,000円	
	10,000,000円～	収入総額 - 2,200,000円(上限)		
	◎「年調給与額」の求め方 [収入総額 1,624,000円～6,599,999円までのとき]			
	① 給与の収入総額 = 商 (商とは割り算の答えです。この商の値は正の整数とします。)			
② 商×4,000 = [年調給与額]				
☆ (計算例)「年調給与額」の求め方 収入総額 2,523,167円の時				
① $\frac{2,523,167}{4,000} = 630.7917\dots$ (630が商の値です。)				
② $630 \times 4,000 = 2,520,000$ 円 (年調給与額) (求める給与所得額) $2,520,000 \times 70\% - 180,000 = 1,584,000$ 円				
※なお、「給与所得者の特定支出控除」を受けるときは、上記の計算は不要となります。ただし、「給与支払者の 証明書」及び「交通機関等の証明書」が必要となります。				

◎所得控除

種類	内容	控除金額
雑損控除	平成30年中に災害や盗難、横領により資産に損害をうけたとき ①その年の損失の金額－合計所得金額× $\frac{1}{10}$ ②損失の金額のうち災害関連支出の金額－5万円	左の①、②のうち多い方の金額
医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする親族のため、平成30年中に支払った医療費 「支払った医療費の額」－「保険金等で補てんされる金額」－「10万円」と「合計所得金額の5%」とのいずれか少ない方の金額	最高限度額200万円 ※セルフメディケーション税制との併用はできません
セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)	あなたやあなたと生計を一にする親族のため、平成30年中に支払ったスイッチOTC医薬品購入費 (支払ったスイッチOTC医薬品購入額－保険金等で補てんされる金額)－1万2千円 ※申告される方が、健康の保持促進及び疾病の予防への一定の取組を行っている必要があります。	最高限度額8万8千円 ※医療費控除との併用はできません
社会保険料控除	平成30年中に支払った社会保険料(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金、国民年金基金、雇用保険、厚生年金、農業者年金など)	支払った社会保険料の全額
小規模企業共済等掛金控除	平成30年中にあなたが支払った次の掛金 ①小規模企業共済法に基づく共済掛金 ②確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金 ③地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度の掛金	支払金額の全額
生命保険料控除	平成30年中に支払った、あなたやあなたの親族を受取人とする生命保険料や、一定の要件にあてはまる個人年金保険料、介護医療保険料の控除額は次の①、②、③の合計額です。 【一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の控除額をそれぞれ以下により計算】 ①平成24年1月1日以降に契約したもの(新契約) ・12,000円以下……………支払保険料の全額 ・12,000円を超え32,000円以下……………支払保険料× $\frac{1}{2}$ +6,000円 ・32,000円を超え56,000円以下……………支払保険料× $\frac{1}{4}$ +14,000円 ・56,000円超……………28,000円 ②平成23年12月31日以前に契約したもの(旧契約)(一般の生命保険料、個人年金保険料のみ) ・15,000円以下……………支払保険料の全額 ・15,000円を超え40,000円以下……………支払保険料× $\frac{1}{2}$ +7,500円 ・40,000円を超え70,000円以下……………支払保険料× $\frac{1}{4}$ +17,500円 ・70,000円超……………35,000円 ③一般の生命保険料、個人年金保険料について、①(新契約)と②(旧契約)両方の控除を適用する場合 ①で計算した控除額+②で計算した控除額(限度額28,000円)	左記の式で計算した金額 最高限度額70,000円 ※新契約・旧契約両方の支払がある場合は、左記の①～③のうち有利なものを選択することができます。
地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にしている配偶者その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険等の目的とし、地震等を原因とする火災等による損害の額を補てんする保険金等が支払われる契約に基づいて、平成30年中に支払った保険料の控除額は次のとおりです。 ①地震保険料の支払いがあったとき ・50,000円以下……………支払保険料× $\frac{1}{2}$ ・50,000円超……………25,000円 ②旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに契約したもの)の支払いがあったとき ・5,000円以下……………全額 ・5,000円を超え15,000円以下……………支払保険料× $\frac{1}{2}$ +2,500円 ・15,000円超……………10,000円 ③地震保険料と旧長期損害保険料の支払いがあったとき ・地震保険料控除額+旧長期損害保険料控除額(最高25,000円) ※一つの保険契約が上記①及び②のいずれにも該当する場合は、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。	左記の式で計算した金額 最高限度額25,000円
障害者控除	あなたやあなたと生計を一にしている配偶者、扶養親族で心身喪失の状況にある人、常に就床を要し複雑な介護を受けている人、知的障がい、身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている人などです。	特別障害者 300,000円 同居特別障害者530,000円 その他 260,000円
寡婦控除	次の①か②に該当する人。 ①夫と死別又は離婚後再婚していない人や夫の生死の不明な人で、扶養親族や所得の合計が38万円以下の生計を一にする子がある人 ②夫と死別後再婚していない人や夫の生死の不明な人で、合計所得金額が500万円以下の人	260,000円
	上記①に該当する人で、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の人	300,000円
寡夫控除	妻と死別又は離婚後再婚していない人や妻の生死の不明な人で、合計所得金額が38万円以下の生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の人	260,000円
勤労学生控除	あなたが大学や高校などの学生や生徒で合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下である人	260,000円

扶養控除	平成30年12月31日現在（年の途中で死亡した人は、その死亡の日現在）で生計を一にする親族や都道府県知事に養育を委託された里子、又は養護を委託された老人で、平成30年中の合計所得金額が38万円以下かつ年齢が16歳以上の人 ①70歳以上 380,000円 ②70歳以上の同居老親等 450,000円 ③16歳以上70歳未満 330,000円	左記のとおり
特定扶養控除	扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人	450,000円
基礎控除	一律の控除です。	330,000円
事業専従者控除	次のいずれか少ない方の金額（1人あたりの専従者控除額） ① 500,000円（配偶者は860,000円） ② $\frac{\text{事業所得}}{\text{事業専従者の数} + 1}$ (注)事業専従者に該当する人は、配偶者控除、配偶者特別控除または扶養控除の対象となりません。	左記のとおり

寄附金控除

全ての都道府県、市区町村、住所地の都道府県共同募金会及び住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金、または公益社団法人、公益財団法人等に対する寄附金のうち、県および市が条例で定めるものを支払ったとき。

$$\textcircled{1} \left\{ \begin{array}{l} \text{「30年中に支出した寄附金の総額」と、} \\ \text{「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の30%」とのいずれか少ないほうの金額} \end{array} \right\} - 2,000円 \times 10\%$$

※対象寄附金の限度額は総所得金額の30%まで

◎都道府県、市町村もしくは特別区に対する寄附を行ったときは、以下の特例控除が加算されます。

$$\textcircled{2} \left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県、市町村又は特別区} \\ \text{に対する寄附金の額の合計額} \end{array} \right\} - 2,000円 \times \left(\frac{90 - \text{寄附者の}}{\text{所得税の税率}} \times 1.021 \right)$$

※対象寄附金の限度額は総所得金額の30%まで

※控除額の限度額は市県民税所得割額の20%まで

○控除額…①・②の合計額を所得割額より税額控除します。

※公益社団法人、公益財団法人等に対する寄附金のうち、県および市が条例で定めるものの詳細については県または市税務課へお問い合わせください。

調整控除

税源移譲による所得税と個人住民税の人的控除額（扶養控除・基礎控除等）の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の額が減額されます。

1. 個人住民税の合計課税所得金額（課税総所得金額・課税山林所得金額・課税退職所得金額の合計額）が200万円以下の場合
・次の①と②のいずれか小さい金額の5%

①所得税との人的控除額の差額の合計額

②個人住民税の合計課税所得金額

2. 個人住民税の合計課税所得金額が200万円を超える場合
{人的控除額の差額の合計額 - (個人住民税の合計課税所得金額 - 200万円)} の5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円

配当控除

配当種類	1,000万円以下の部分		1,000万円を超える部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定証券投資信託の収益の分配 (外貨建等証券投資信託以外)	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
特定証券投資信託の収益の分配 (外貨建等証券投資信託)	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

税率

税区分	市民税	県民税
均等割	3,500円	2,000円
所得割(税率)	6%	4%

分離課税所得の税率

所得の種類		市民税	県民税	
短期譲渡所得分	一般所得分	5.4%	3.6%	
	軽減所得分	3%	2%	
長期譲渡所得分	一般所得分	3%	2%	
	優良住宅地	2,000万円以下	2.4%	1.6%
		2,000万円超	3%	2%
	居住用	6,000万円以下	2.4%	1.6%
6,000万円超		3%	2%	
株式等に係る譲渡所得等	非上場株式等	3%	2%	
	上場株式等	3%	2%	
配当所得		3%	2%	
先物取引に係る所得		3%	2%	

税額の計算方法

均等割額 + 所得割額 = 年税額となります。

・所得割額の計算方法

①収入金額 - 必要経費 = 所得金額

②所得金額 - 所得控除金額 = 課税標準額（1,000円未満切捨て）

③課税標準額 × 税率 - 調整控除額 - 税額控除額 = 所得割額（100円未満切捨て）

※なお、土地や建物、株式などの譲渡所得、分離課税を選択した配当所得及び退職金等は他の所得と分離して課税されます。

※株式などの譲渡所得および配当所得は、納税通知書が送達される日までに、確定申告書とは別に、市民税・県民税申告書をご提出いただくことにより、所得税と異なる課税方法を選択することができます。

住宅借入金等特別税額控除

平成14年から平成18年及び平成21年から平成30年末までに入居した方で、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている人は、住民税の住宅借入金等特別控除を受けられる場合があります。

1. 平成26年3月までの間に入居された方
(次の①または②のいずれか小さい額が控除額となります)

① 所得税から引ききれなかった住宅ローン控除可能額

② 所得税の課税総所得金額等(B) × 5% (最高97,500円)

2. 平成26年4月から平成30年12月までの間に入居された方
(次の①または②のいずれか小さい額が控除額となります)

① 所得税から引ききれなかった住宅ローン控除可能額

② 所得税の課税総所得金額等 × 7% (最高136,500円)